

## 特記仕様書

- 1 業務名 由利地域振興局庁舎環境衛生維持管理業務委託
- 2 目的 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条による特定建築物の環境衛生維持管理
- 3 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 場所 由利本荘市水林366 由利地域振興局庁舎
- 5 対象物件 庁舎 延床面積 3,346.88 m<sup>2</sup>
- 6 内容
  - (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「厚生労働省令」という。）第3条の2による空気環境測定 2か月に1回
  - (2) 厚生労働省令第4条の5第2項によるネズミ等の防除 6か月に1回
  - (3) 秋田県が定める「特定建築物維持管理報告書」の提出 2か月に1回
  - (4) 厚生労働省令第5条による建築物環境衛生管理技術者の選任 1名
- 7 業務責任者の設置
  - (1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
  - (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。
- 8 その他
  - (1) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
  - (2) 業務の遂行に当たっては、平成15年厚生労働省告示第119号に定める技術上の基準及び関係法令を遵守すること。
  - (3) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第3章3は、本業務に適用しない。